

# 令和3年度 目黒区学童保育クラブの自己チェックシート

施設名: 東が丘 学童保育クラブ

<自己チェックの進め方>

- ①各施設単位で、運営の内容について確認します。
- ②各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
- ③その際、別紙「自己チェックリスト」にある「評価の着眼点」を目安にしてください。また、併せて「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。
- ④各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。  
例えば「○:できている(評価の着眼点の事項が全てできている)」「△:一部できている(評価の着眼点の事項が一部できている)」「×:できていない(評価の着眼点の事項がほとんどできていない)」といった三段階でドロップダウンリストから選択してください。なお、評価の対象に当てはまらない場合は、「-:該当しない(評価の対象に当てはまらない)」を選択してください。
- ⑤○、△、×すべての評価について、その結果に至った理由(なお、評価が△、×だった場合は改善に向けた対策案など)をコメント欄に必ず記入してください(100字以内)。職員間で評価結果や気づき、よりよい育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

## I 運営指針 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コメ ント
1 趣 旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	子どもの健全な育成とあそび及び生活の支援のため、放課後児童クラブの質の向上と機能の充実に努めながら運営している。
2 放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の役割を理解している。	○	保護者の就労支援として、子どもが安心・安全に過ごせる居場所を展開している。
3 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○子どもの発達段階に応じた主体的なあそびや生活が可能となるように自主性や社会性の向上、生活習慣の確立を図る。
	(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	△昨年度に引き続き、感染防止対策のため、保護者会や学校の懇談会が実施できなかった。学校とは、日々のお迎え時やおたよりを通して担任と情報交換を行っている。保護者とは個人面談を実施。連絡帳やお迎え時に子どもの情報を共有している。
	(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○関係機関と連携し、適切な支援ができるよう努めている。
	(4)放課後児童クラブの社会的責任	○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○子どもの人権に配慮し、一人ひとりの人格を尊重しながら育成支援を行っている。
4 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○職員の言動が子どもや保護者の心理や生活に大きな影響を与えることを理解し、子どもや保護者の人権について十分に配慮し、守秘義務の徹底や個人情報の保護に取り組んでいる。
	(2)法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○研修やOJTを通じて育成支援の内容、職場環境、財政・事業運営を含めて法令遵守の必要性に組織的に取組み、職員一人ひとりの資質の向上と育成支援の充実に努めている。
5 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	要望や苦情は真摯に受け止め、迅速かつ誠実に対応している。また、対応や育成支援の内容を見直し、改善する課題をみつけて事業向上を図っている。
6 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○会議の開催や記録の作成等を通じた情報交換や情報共有を図っている。日々の打ち合わせで振り返りや意見交換を行い事業内容の向上に努めている。
	(2)研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○職場内外の様々な機会を捉えて資質の向上を図るための研修等の機会を充実させ積極的に放課後児童支援員に周知を図り参加を促している。
	(3)運営内容の評価と改善	○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	○区としては、令和元年度より運営主体が実施する利用者アンケートに加え自己評価を導入することで事業内容の向上や改善を図ると共に、HPでも結果を公表し各学童保育クラブがどのように取組んでいるかを明らかにしている。
7 子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	一人ひとりの心身の状態を把握し、発達の個人差を理解して育成支援を行っている。

## II 運営指針 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コメ ント
8 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○保護者の就労等により保育に欠ける子どもたちが自ら放課後児童クラブに通えるよう家庭と連携して育成支援を行っている。
	(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○子ども一人ひとりの心身の状況を把握しながら、集団の中での子ども同士の関わりを大切に育成支援を行っている。
9 障害のある子どもへの対応	(1)障害のある子どもの受入れの考え方	○障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○障害のある子どもも放課後児童クラブを利用する機会が保障されるための適切な配慮と環境整備を行い、可能な限り受け入れに努めている。
	(2)障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○障害児は在籍していないが、障害のある子どもの育成支援について研修に参加して理解を深めている。
10 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○子どもの態度や言動から虐待が疑われる場合は、迅速に各機関と連携し、適切に対応していく。
	(2)特別の支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○子育てスーパーバイザーの巡回指導により適切な育成支援に繋げるため協力を得ている。
	(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○書類は施錠できる棚で保管し、職員間でも保護者や子どものプライバシーの保護、秘密保持に留意している。
11 保護者との連携	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○出席率は記録表に記入している。子どもの様子はお迎えの際やクラブたよりを通して伝えている。
	(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○個人面談で子どもの学童や家庭での様子を情報共有している。保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心がけながら、面談や連絡帳、電話等を通して相談に対応している。
	(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△感染症防止対策のため保護者会をはじめ、交流行事を中止としたため、保護者との交流機会が少なかった。保護者を組織した父母会はない。

12	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○ 育成支援に係る職務を実施している。	○	年間計画、週案等を作成し、見直しを持って活動している。
		(2) 運営に関わる業務	○ 運営に関わる業務を実施している。	○	日々の保育日誌に子どもの様子や職員の服務について記録している。また、運営にあたり、職員会議や打ち合わせを定期的に行っている。
13	学校との連携	(1) 学校との連携	○ 情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	△	下校時のお迎えの際に担任と簡単な情報共有はできたが、学校の教員と懇談会を開催できなかったためじっくり話し合える機会を設けることができなかった。
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○ 学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	クラブ児の名簿を年度始めに学校に渡しているが、学校から預かる個人情報は基本的にない。預かる際は施錠のできる棚に保管するよう努めている。
14	保育所、幼稚園等との連携		○ 情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○	保育園併設という特色を活かし、日々の保育で連携を取り活動している。
15	地域、関係機関との連携		○ 地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	△	感染症防止対策のため、年度初めの地域への挨拶や、法人として参加していた東根小学校で行われる東根フェスタが中止となり、地域組織と関わる機会が少なかった。東根小学校の通学路点検実地調査には参加し、学区における児童の安全性の向上に努めた。
16	学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○ 学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	東根小学校校庭・体育館で運営しているランランひろばに参加する際は、ランランひろばのルールに基づいて対応している。
		(2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○ 児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	近くに児童館がないため、出張児童館に積極的に参加している。

### III 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント	
17 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○ 日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	手洗いがい、消毒の徹底など、日常の衛生管理に努めている。区から配布されるマニュアルを参考に対応方針を定めているが、職員間での周知が不十分である。
	(2) 事故やケガの防止と対応	○ 事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	事故や怪我が起こりそうな場所、活動は事前に把握して補修や点検を行っている。ケガや事故の対応について予めマニュアルを定めている。
	(3) 防災及び防犯対策	○ 防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	年間計画に基づいて訓練しているが、職員の具体的な対応方針を職員間で周知しきれていない。
	(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○ 関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	来所及び帰宅途中の交通ルールや公共マナーを学童でも子どもたちに伝えてはいるが、家庭でも話してもらえるよう連絡帳やお便りを通して保護者に呼び掛けている。また、下校時は安全確保に課題がある為、職員が見守りを行っている。

### IV 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策、放課後児童クラブの運営に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント	
18 施設及び設備	(1) 施設	○ 放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。	△	定員30人のところ受入人数を46人まで受け入れている。育成室は一部屋しかなく「密」になった。机を増やし、活動中に子ども同士の間隔がとれるように工夫しているが限界がある。
	(2) 設備、備品等	○ 放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	△	一部屋をカーテンを引いたり、フロアマットを敷いたりしているため、具合が悪い時に隔離できる場所やクールダウンできる場所がない。
19 職員体制	(1) 職員配置	○ 支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	支援員の数は満たしているが、全員が支援員の資格を持っているわけではない。職員体制が整わない場合は、法人内の他施設から応援体制を得ている。
	(2) 育成支援の実施	○ 支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援の単位ごとに育成支援に努めている。
	(3) 放課後児童支援員の雇用形態	○ 放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	放課後児童支援員が長期にわたって安心して就業できるよう、処遇改善や労働環境の整備に努めている。
	(4) 勤務時間	○ 放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	子どもの受け入れ準備、打合せ、育成支援の日誌作成、清掃、片付け、配布物等の作成、事務処理等を含め開所時間の前後に準備時間を設けるよう努めている。
20	子ども集団の規模(支援の単位)	○ 適切な子ども数の規模の範囲(おおむね40人以下)で運営している。	△	区としては、現在の入所希望に対応するため、当面の間、1つのクラブにおいて70名を上限とし、それを超える場合は、2クラス等の運営ができるように施設を整備することとしている。
21	開所時間及び開所日	○ 開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	開所・開所時間は、8:00~19:00としている。開所日は、年間290日程度となっている。
22	利用開始等に関する留意事項	○ 利用開始や退所に関する留意事項を理解し、適切に対応している。	○	区として作成した利用案内を窓口、各施設等で配布し、併せて区のホームページでも公開している。また、利用開始にあたっては、各施設ごとに説明会を開催し、入所案内を配布し、利用及び退所時の説明を行っている。
23 運営主体	(1) 運営主体の要件	○ 安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	放課後児童クラブの運営は、育成支援の継続性という観点から、子どもの福祉について理解し、安定した経営基盤と運営体制を有する主体が安定的・継続的に担っている。また、地域の実情についても理解をしている。
	(2) 運営上の留意事項	○ 放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	放課後児童クラブの運営主体の留意点の項目について理解し運営に努めている。
24	労働環境整備	○ 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	○	年に一回インフルエンザの予防接種や健康診断を受診して、職員の健康管理に努めている。職員全員が職域や自治体でコロナワクチン接種をした。労働基準法に従って勤務している。
25 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○ 放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	放課後児童クラブの公益性に照らし、保育料徴収の手続きや管理及び執行を適正に行い、執行状況報告について監査等を行い適正な会計管理に努めている。
	(2) 情報公開	○ 放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	○	事業内容や財務及び収支の状況について情報公開し、保護者や地域社会に対する説明責任に努めている。